

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：「グローバル化と法」分科会

1 所属委員会名 (複数の場合 は、主体となる 委員会に○印を 付ける。)	法学委員会
2 委員の構成	20名以内の会員及び連携会員
3 設置目的	社会のグローバル化の進展は著しいが、我が国はグローバリゼーションを推進し、その成果を享受できる体制作りを急いでいる。例えば、国内においては、グローバリゼーションに備えた体制作りとして、日本法の国際化が必要とされ、また、デレグレーションを進めることにより、多くの主要法の現代化を推進する、さらにアジア諸国に対する法整備支援を通じて、アジア諸国におけるグローバリゼーションの体制を整備するという具合である。従って、このような動向の諸相について、何らかの政策提言を行うことも必要であろう。しかし、他方、このようなグローバリゼーションの影の部分に対する対処も必要とされ、例えば、グローバリゼーションによって生まれた国際的な格差の増大が問題とされ、諸国ではNGOが取り組んでいるが、我が国にはいまだその点をきちんと指摘できるNGOが育っていないという現実がある。そこで、グローバリゼーションのもたらすマイナスに対処しなければ、国際的な安定を作り出すのは難しいのであるから、まずそのような問題の把握・認識を深めることから始め、その問題性を理論的、実務的に深く検討し、それらに対していくかに對処すべきかの政策提言が必要であろう。以上両面の検討、問題の指摘と対処に関する提案をまとめることが、本分科会の目的である。
4 審議事項	グローバリゼーションの実態の把握とそれに対する我が国のとるべき態度の検討、さらに、その問題性の認識と対処の仕方の検討
5 設置期間	期限設置 年 月 日～ 年 月 日 常設
6 備考	